

## 【インベスト香港（東京）ニュースレター第 16 号】

2021 年 9 月 16 日

各位

平素より大変お世話になっております。インベスト香港 東京事務所です。  
先週から今週にかけて、香港政府は、中国本土とマカオからの入境に関する特別措置「Return2HK（回港易）」の完全再開と「Come2HK（来港易）」の導入につき発表し、実施しましたので、お知らせします。お役立ていただけますと幸いです。

=====  
インベスト香港（東京）ニュースレター（第 16 号）  
=====

### 【今回のトピックス】

1. 中国本土とマカオからの入境に関する強制検疫（隔離）免除措置「Return2HK 回港易（9 月 8 日全面再開）」と「Come2HK 来港易（9 月 15 日実施）」について
2. オンラインセミナー「香港および広東・香港・マカオ大湾区における日系企業の商機」（9 月 28 日開催）

- =====  
1. 中国本土とマカオからの入境に関する強制検疫（隔離）免除措置「Return2HK 回港易（9 月 8 日全面再開）」と「Come2HK 来港易（9 月 15 日実施）」について

香港政府は、最近の感染状況の改善を鑑み、中国本土およびマカオからの入境に関し、入境制限を緩和するための特別措置「Return2HK（回港易）」の全面再開および「Come2HK（来港易）」の実施を発表しました。これにより、一定の条件を満たす香港居民および非香港居民は、中国本土およびマカオから香港への入境に際し、14 日間の強制検疫が免除されます。

Return2HK は、昨年 11 月にマカオおよび広東省滞在中の香港居民を対象に開始され、後に中国全土も対象としていましたが、感染状況の変化により対象地域の縮小がなされ、直近の 9 月 7 日までは広東省に滞在する香港居民のみが対象となっていました。今回の発表をもって、9 月 8 日からは、中国本土およびマカオに対象地域を拡大しての全面再開となりました。

Come2HK は、条件を満たした非香港居民が広東省およびマカオから入境する際に適応可能な特別措置です。当初は本年 5 月開始を予定していましたが、感染状況の変化により延期されてきました。今回満を持しての導入となります。Return2HK とは異なり、広東省以外の中国本土は対象となりませんので、ご注意ください。

Return2HK と Come2HK に関しても諸外国・地域からの入境制限と同様、中国本土およびマカオの感染状況に応じて、リスクの高い地域（「リスク指定地域」）を随時指定します。リスク指定地域に香港到着日から遡って過去 14 日以内に滞在歴がある場合は Return2HK と Come2HK の対象外となるため、最新の情報にご注意ください。（9 月 16 日時点では、広東省と中国本土のそれぞれの一部地域が、リスク指定地域に指定されています。）

また、入境ポイントごとに 1 日の上限人数が割り当てられているため、特別措置を受けるためには事前申請が必要です。手続きの詳細については、以下、公式ページにてご確認ください。

Return2hk の詳細はこちら：

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/return2hk-scheme.html>

Come2hk の詳細はこちら：

<https://www.coronavirus.gov.hk/eng/come2hk-scheme.html>

リスク指定地域リストはこちら :

[https://www.chp.gov.hk/files/pdf/at\\_risk\\_places\\_temporarily\\_inapplicable\\_underreturn2hk.pdf](https://www.chp.gov.hk/files/pdf/at_risk_places_temporarily_inapplicable_underreturn2hk.pdf)

【概要】

(1) Return2hk (回港易) : 9月8日~ 広東省以外の本土及びマカオを対象地域に拡大して再開		
対象者	入境ポイントごとの対象人数上限 (日)	必要手続き (専用サイトにて詳細をご確認ください)
香港居民 (非香港居民不可) で香港到着日から遡って過去 14 日以内に香港、中国本土、マカオ以外の国・地域およびリスク指定地域に滞在していない者。	深圳湾 : 3,000 人 深圳奥大橋 : 2,000 人 香港国際空港 : 1,000 人	・専用サイトにて、強制検疫免除の申請 (オンラインのみ)。 ・入境予定日から 3 日前以内に受けた PCR 検査の陰性証明書の入手。 ・入境前に、電子健康申告を完成させ、緑色 QR コードを取得。 ・国際空港への到着者は、到着時 PCR 検査を再度実施。
(2) Come2hk (来港易) : 9月15日~ 実施		
非香港居民で香港到着日から遡って過去 14 日以内に香港、広東省、マカオ以外の国・地域およびリスク指定地域に滞在していない者。	深圳湾 : 1,000 人 深圳奥大橋 : 1,000 人	・専用サイトにて、強制検疫免除の申請 (オンラインのみ)。 ・入境予定日から 3 日前以内に受けた PCR 検査の陰性証明書の入手。 ・入境前に、電子健康申告を完成させ、緑色 QR コードを取得。

注意事項 :

- \* PCR 検査の陰性証明の電子管理システム “Yuekang Code” (広東省の場合) か “Macao health code” (マカオの場合) を使用し、電子健康申告を完成させる必要があります。
- \* 広東省、マカオ、香港の認定医療機関の発行する PCR 検査陰性証明の取得が必要です。
- \* 香港への入境後は 14 日間の隔離は免除されますが、14 日間の自己経過観察が必要です。
- \* 香港滞在期間中には、到着日から 3、5、9、12、16、19 日目にそれぞれ PCR 検査を受ける必要があります。PCR 検査は、コミュニティ検査センターもしくは認定医療機関で実施します。但し、19 日目の PCR 検査は必ずコミュニティ検査センターでの実施が必要です。
- \* ワクチン接種完了の有無は問われません。

2. オンラインセミナー「香港および広東・香港・マカオ大湾区における日系企業の商機」(9月28日開催)

インベスト香港は、深圳市商務局と KPMG 香港事務所と共同で、オンラインセミナー「香港および広東・香港・マカオ大湾区における日系企業の商機」を開催します。

本オンラインセミナーでは、大湾区における商機と香港および深圳の戦略的位置づけ、香港や深圳を経由した大湾区市場さらには中国本土市場への参入方法、税務と法律面での優位性や留意点等についてご説明します。また、香港を経由して大湾区に進出した海外企業の事例もご紹介します。

皆様、奮ってご参加ください!

お申し込みはこちらから-

[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_xZYwsuJPS8-hBun7brNbLA](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_xZYwsuJPS8-hBun7brNbLA)

開催日時 : 2021年9月28日(火) 日本時間 15:00 pm - 16:30 pm

主催 : 香港特別行政区政府投資推進局(インベスト香港)、深圳市商務局、KPMG 香港事務所  
共催 : SF Lawyers in association with KPMG Law

後援： 日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所、日本商工会議所、香港日本人商工会議所、  
香港特別行政区政府駐東京経済貿易代表部

使用言語： 英語・日本語（同時通訳有）

参加費： 無料

日本時間	プログラム
15:00 - 15:05	開会のご挨拶 香港投資推進局（インベスト香港） 局長代理（事業推進） ジミー・チャン (Dr Jimmy Chiang)
15:05 - 15:20	講演 「香港:GBA への最適なゲートウェイ」 香港投資推進局（インベスト香港） GBA 部 部長 デビット・ウォン (Mr. David Wong)
15:20 - 15:35	基調講演 「深圳における投資機会および投資環境」 深圳市駐日経済貿易代表事務所 首席代表 田常浩 氏 (Mr. Tian Changhao)
15:35 - 16:05	基調講演 「大湾区（GBA）市場のゲートウェイとしての香港（税務面、法律面から）」 KPMG 深圳事務所 税務パートナー ビビアン・チェン 氏 (Ms. Vivian Chen) KPMG 香港事務所 税務パートナー アリス・リョン 氏 (Ms. Alice Leung) SF Lawyers in association with KPMG パートナー シャーリー・フー 氏 (Ms. Shirley Fu)
16:05 - 16:20	事例紹介 「香港を経由して大湾区に事業進出した外国企業」 香港投資推進局（インベスト香港） GBA 部 部長 デビット・ウォン (Mr. David Wong) 香港経済貿易代表部 投資推進室（インベスト香港） 室長 橋場清子
16:20 - 16:30	質疑応答

=====  
ニュースレターの内容やその他香港に関するご質問・ご相談は、こちらのメールアドレスまたは電話番号までご連絡下さい。

Email: [k\\_hashiba@hketotyo.gov.hk](mailto:k_hashiba@hketotyo.gov.hk)（担当：橋場・北見・浜川）

Tel: 03-3556-8961

配信停止をご希望の方は本メールアドレス（[invest@hketotyo.gov.hk](mailto:invest@hketotyo.gov.hk)）に空メールをご返信下さい。

=====  
香港経済貿易代表部 Hong Kong Economic & Trade Office

投資推進室 InvestHK Desk

〒102-0075 東京都千代田区三番町 30-1

URL: <http://www.InvestHK.gov.hk> (InvestHK)、<http://www.hketotyo.gov.hk> (香港経済貿易代表部)



**InvestHK**

The Government of the Hong Kong  
Special Administrative Region